

答申書

平成 31 年 2 月 19 日

安曇野市議会 議長 小松洋一郎 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 宮澤 正 士

議案書及び請願書・陳情書の個人情報の外部提供について（答申）

安曇野市個人情報保護条例第 9 条 1 項 6 号の規定により、議案書等に記載されている個人情報に関してなされた諮問について、下記のとおり答申する。

記

第 1 審査会の結論

諮問事項のうち、議案書に含まれる個人情報への対応については、（1）発言は配慮（「市内在住者又は市町村名在住者等」と発言）、（2）議員用議案書はすべて公開、（3）議場・委員会において配布する閲覧用議案書は、原則公開（実質的な意味でのプライバシーの侵害など特に配慮が必要な個人情報は非公開とし、マスキング処理する）、（4）市議会ホームページに掲載する議案書については、個人情報は非公開としマスキング処理する、とするのが相当である。

他方、請願書・陳情書に含まれる個人情報への対応については、答申を保留する。

第 2 諮問の趣旨

市議会は、平成 31 年 1 月 31 日付の諮問書において、議案書及び請願書・陳情書の個人情報の外部提供に関する諮問の趣旨について次の通り説明している。

1 平成 31 年 3 月定例会より、市長が議会に対して提出する議案書において、従来「安曇野市在住者」と記載していた個人情報について「氏名や住所」を明記する、とされた市長側からの通知を受け、市議会における適正な判断に資するため、正確な事実関係を明らかにするため、市議会においても「氏名や住所」を議案に明記していきたい。

個人情報への配慮について、プライバシーの侵害など特に配慮が必要な個人情報はマスキング等の処理を講ずる。ただし、同意のある案件や契約、財産取得、指定管理者など公共性が伴う案件、すでに報道等で公になっている場合は、マスキング処理をしない。

議案書に含まれる個人情報への対応案として、発言は配慮して発言する。議員用の議案書はすべて公開。議場、委員会において配布する閲覧用議案書は一部非公開、プライバシーの侵害及び特に配慮が必要な個人情報は非公開とする。市議会ホームページに掲載する議案書は閲覧用議案書と同様の対応とする。

2 請願書・陳情書についても提出者の「氏名や住所」が記載されることから、議案書と併せて議案書に明記したい。個人情報への対応策は、発言について、同意のある案件は住所や氏名を発言し、同意がない場合は配慮する。議場出席者、すなわち市側と議員用の写しについては、同意がある案件は氏名住所を記載し、そうでない場合は一部非公開。議場、委員会において配布する写しは同意がある案件は氏名住所を記載し、そうでない場合は一部非公開。市議会ホームページに掲載する議案書は現在のとおり請願書陳情書の件名と請願・陳情事項一覧を作成して記載する。

3 以上について、2月20日開会の3月定例会から適用したいため、安曇野市個人情報保護条例9条第1項第6号の規定に基づき諮問するものである。

第3 審査会の判断

1 議案書に含まれる個人情報への対応について

(1) 議案書に含まれる個人の「氏名や住所」については、「個人情報」に該当するため、個人のプライバシーを侵害しないよう、その取扱いについて慎重な配慮が求められる。他方、市議会においては、市政をチェックすべき機能を有しており、個人情報に該当するからといって、議案書において個人情報を明らかとしない場合、その内容を十分に吟味することができず、チェック機能を果たすことができない。

個人情報と議員に対して開示されるのみであればプライバシー侵害の程度は軽微であり、議決をすべき立場にある議員に対して配布される議案書には原則として個人情報を記載すべきである。

- (2) また、市議会においては、地方自治法第115条第1項に基づき公開の原則がとられており、議案の内容も原則として公開すべきであると考えられる。もっとも、個人情報について、一般に公開してしまえば、その内容により個人のプライバシーを著しく侵害するおそれがある。このような個人情報については、議会の公開の要請よりもプライバシー保護の要請が上回るというべきである。したがって、その内容によりプライバシーの侵害、特に配慮が必要な個人情報については、議員配布用の議案書とは異なり、非公開とすべきである。また、個人が特定されないよう、議場での個人情報の発言については「安曇野市内在住者」等、配慮するのが相当である。
- (3) 次に、ホームページでの公開については、一度掲載された情報については容易にかつ広範囲に拡散される可能性があり、より一層プライバシー保護の要請が大きい。議会の公開の要請については、議会そのものが公開され、何人も傍聴可能であり、内容が理解できるよう議案書を確認できる状態とされていれば足り、ホームページで公開することまで求められているとは解されない。そこで、個人情報については原則非公開とすべきである。
- (4) 以上述べたとおり、「第1 審査会の結論」記載のとおり、議案書に含まれる個人情報について対応するのが相当と判断する。

2 請願書・陳情書に含まれる個人情報への対応について

市議会の説明によれば、請願書・陳情書については、これまで「氏名や住所」等の個人情報を議員に配布する写しに記載してきたが、今回の諮問では、請願者・陳情者の同意がない場合、非公開とすることがある。また、議案書に含まれる個人情報と異なる対応をする理由が明確とされていない。

市議会のチェック機能という観点から、現在の取扱いより、議員に対する情報の提供を後退させる理由が明確でなく、現時点で諮問内容に対する答申をすることは相当でないと考えられるため、答申を保留する次第である。

以上